



## 令和3年度ベビーシッター派遣事業【割引券】特例措置をご利用される方へ

ベビーシッター派遣事業【割引券】は、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連して利用した場合、特例措置の対象となります。以下のことにご留意の上ご利用くださいますようお願いいたします。

### \*利用対象

○新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校・保育園等が休校・休園等になり、放課後児童クラブ等も利用できず、就労を継続するためにベビーシッターを利用することが必要となった場合は、特例措置の対象となります。

○通常の場合と同様、仕事のためにベビーシッターを利用した場合に割引券が使用できます。保育の場所は、利用者のご自宅（家庭）に限ります。保育が伴う場合保育園、学童保育等からご自宅への送迎時でも使用できますが、ご自宅以外の場所間の送迎時には使用できません。 ※「**家庭内における保育等のサービスが伴わない送迎**」や「**家事支援**」には使えません。

○通常の場合と同様、サービスを使わなければ就労すること（職場への復帰を含む）が困難な状況にある場合に限り、割引券が使えます。

### \*利用対象児

通常の場合と同様、割引券が使用できる対象児は、原則として小学校3年生までのお子さんです。

\*使用枚数の上限      1日   対象児童一人5枚      1家庭   1カ月120枚

### \*特例措置のご利用割引券の記入

割引券が手元に届きましたら必ず裏面の「事由欄」に休校等の理由を記入し、**その事由を確認できる資料（保護者への手紙や HP 等様式は問いません）を添付してください。**また、**幼稚園の延長保育が休止の場合は、休止になっていることが分かる資料と、平常時の実施時間が分かる資料も添付書類として必要です。**

記載例： ○月○日△△保育園休園のため など

・記載・添付のないものは特例措置分としての使用は出来ませんのでご注意ください。

### \*所得税の取扱いについて

令和3年度より、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について、子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。

ご不明な点がございましたら、お勤めの会社の担当者にお尋ねください。

取扱事業者等の確認は…

公益社団法人全国保育サービス協会 URL <http://www.acsa.jp/>

内閣府 URL [https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter\\_atukai.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter_atukai.html)

